

令和8年度 私立特別支援学校等経常費補助金交付申請書記入方法
（新制度移行園を含む学校法人用）

（様式1）＊法人ごとに作成

1 補助金申請額

補助金申請額は、「2 補助金算出基礎」欄に記載した「補助金申請額（C）」を記入する。

また、金額の頭には、¥を記入する。

2 補助金算出基礎

「補助金申請額（C）」の金額は、様式2「5 事業執行計画」の「④ 補助金交付予定額」の「総額 A」欄に記載した金額と一致することを確認する。

3 補助金申請理由

私立特別支援学校等経常費補助金の申請理由を記入する。

（様式2）＊幼稚園又は幼保連携型認定こども園（以下「幼稚園等」という。）ごとに作成

5 事業執行計画

① 補助金の交付を受ける幼稚園又は幼保連携型認定こども園における、**令和8年度予算額**を記入する。

③ **補助対象経費（特別支援に関する経費）**を記入する。 例）加配した教職員の人件費
・認定こども園については、別表に示した「対象とできる子ども」に係る部分の経費が補助対象となることに留意の上、算出する。
・他の補助金等の対象となる経費はここに含めない。特に、認定こども園特別支援教育・保育経費（多様な事業者の参入促進・能力活用事業）等、特別支援教育に関する補助金等を別に受けている場合は、対象経費が重ならないよう注意する。
・新制度移行園については、公定価格において措置されている経費等も、補助対象経費にはできないので注意する。（※）

② ①のうち、この補助金の対象とならない経費を記入する。
具体的には①から③を差し引いて算出する（①－③）。
他の補助金の補助対象となるものについては、備考欄に当該補助金の名称を記入する。

※新制度移行園における特別支援学校等経常費の対象経費の例

例1）公定価格の求める配置職員数（加算含む）に加えて配置している常勤職員の本務教職員人件費支出

例2）派遣教職員に係る報酬・委託・手数料支出

例3）公定価格の求める配置職員数（加配含む）に含まれる常勤職員の、特別支援教育に係る手当分の本務教職員人件費支出 等

なお、当補助金の対象経費としたい教職員が、公定価格の各種加算項目に含まれているか不明な場合は、施設所在区市町村に確認の上、記入すること。

- (1) 「① 令和8年度予算額」には、令和8年度の予算書上の金額を B から E の区分毎に記入する。ただし、教育研究経費支出、管理経費支出及び設備関係支出については、次の支出科目の予算額の合計を記入する。

a. 教育研究経費支出

消耗品費支出、光熱水費支出、旅費交通費支出、車両燃料費支出、福利費支出、通信運搬費支出、印刷製本費支出、出版物費支出、研究費支出、修繕費支出、損害保険料支出、賃借料支出（土地及び建物に対するものを除く。）、公租公課支出、行事費支出、諸会費支出、会議費支出、報酬・委託・手数料支出及び生徒活動補助金支出

b. 管理経費支出

消耗品費支出、光熱水費支出、旅費交通費支出、車両燃料費支出、福利費支出、通信運搬費支出、印刷製本費支出、出版物費支出及び修繕費支出

c. 設備関係支出

教育研究用機器備品支出、管理用機器備品支出及び図書支出

- (2) 「② ①のうち補助の対象とならない経費」は、①欄に記入した金額のうち、私立特別支援学校等経常費補助金の補助の対象とならない経費の額（都の他の補助金、他の地方公共団体等の補助金及び国庫補助金の対象となる経費の額等）を記入する。具体的には、私立特別支援学校等経常費補助金の補助対象経費となる金額を算出し、「③ 補助対象経費」に記入した後、「① 令和8年度予算額」から「③ 補助対象経費」を差し引いて算出する。

- (3) 「④ 補助金交付予定額」欄の「総額A」欄は、様式1の「1 補助金申請額」に記載した額と一致させること。また、補助金額をどの区分で支出するかをB欄以下に記入すること。

- (4) 「備考」欄には、②欄に補助の対象とならない経費として記載した額のうち、他の補助金の補助対象となるものについて、当該**補助金の名称を記入**する。

（様式3）＊幼稚園等ごとに作成

6 特別支援児一覧表

補助金の対象となる園児について記入する。

様式3を使用して作成、提出すること。（※調査票の一覧表をコピーしないでください）

必ず記入例を参考に作成すること。

(別表)

認定こども園において、特別支援学校等経常費補助金の対象とできる子どもの類型

認定こども園			1号	2号	3号
幼保連携型	学校法人立※	旧接続型	○	○	—
		旧並列型	○	—	—
		平成27年度以降に設置認可を受けた園	○	—	—
幼稚園型	幼稚園部分が学校法人立	単独型	○	○	
		接続型	○	○	—
		並列型	○	○	—

※ 学校法人立幼稚園から構成されていた認定こども園が、新制度施行時又は施行後に社会福祉法人へ統合したもの及び学校法人立幼稚園が新制度施行時又は施行後に保育所と統合して社会福祉法人立となったものは対象外